

プロポーザル方式実施説明書

第1章 プロポーザル参加に係る手続き等

1 プロポーザルの概要

(1) 業務の概要

- ア 業務委託名 令和8年度 浜松市市営墓園・墓地再整備計画策定及び基本設計業務
- イ 業務内容 別紙「業務説明資料」のとおり
- ウ 履行期間 契約締結日から令和10年3月10日まで
- エ 契約上限金額 27,500千円（消費税及び地方消費税を含む）

(2) 書類一覧

本プロポーザル方式で用いる書類は次のとおりとする。

1	公告文	
2	契約書	
3	業務説明資料	
4	評価基準	
5	プロポーザル方式実施説明書	
6	様式1	参加意向申出書
7	様式2	参加資格確認結果通知書
8	様式3-1	質問書
9	様式3-2	質疑応答書
10	様式4	企画提案書
11	様式5	企画提案書等の取扱いに関する回答書
12	様式6	結果通知書
13	別記1	企画提案書等の取扱いに関する確認依頼
14	別記2	入札参加資格審査申請に準じた書類
15	市税の納付又は納入状況照会に関する同意書	
16	委任状	
17	暴力団排除に関する誓約書	

※6～14は、プロポーザル方式実施説明書に添付

(3) スケジュール

本プロポーザル方式におけるスケジュールは次のとおりとする。

参加意向申出書受付期間	令和8年11月2日(月)から令和8年11月13日(金)午後3時
質問書受付期間	令和8年11月2日(月)から令和8年11月13日(金)午後3時
参加資格確認結果通知書 交付日	令和8年11月24日(火)午前9時以降
質問に対する回答送付日	令和8年11月24日(火)

企画提案書等提出期間	令和 8 年 11 月 24 日(火)から令和 8 年 12 月 10 日(木)午後 5 時
1 次審査(書類) 結果送付	令和 8 年 12 月 21 日(月)予定
ヒアリング実施日	令和 8 年 12 月 25 日(金)予定※時間は後日連絡
特定・非特定の通知日	令和 9 年 1 月 7 日(木)予定
契約締結	特定結果通知書を送付した日より 7 日以内

2 担当部署及び問い合わせ先

〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2

浜松市市民部市民生活課（浜松市役所本館 3 階）

電話 053-457-2026 FAX 053-452-0291

メールアドレス simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

3 参加するために必要な資格

次に掲げる要件を満たす者

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 入札参加資格並びに資格審査の時期及び方法に関する告示（平成 20 年 10 月 1 日浜松市告示第 390 号）の規定により、令和 7・8 年度の競争入札参加資格（業務委託・賃貸借 業種分類 3028：計画策定・統計業務委託業務）の認定を受けている者。

イ 引き続き 1 年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を参加意向申出書の提出期限日までに提出した者であり、納期限が到来している浜松市税に未納がない者であること。

(3) 浜松市物品の購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間中でないこと。

また、同要綱第 1 条に規定する有資格業者以外の者にあつては、同要綱別表第 1 及び別表第 2 に定める措置要件に該当する行為を行っていないこと

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体に該当しない者であること。

4 参加手続き等

(1) 参加に必要な書類の提出

本プロポーザルの参加希望者は、次により本プロポーザルの参加に必要な書類の提出をすること。

ア 受付期限 令和 8 年 11 月 13 日(金)午後 3 時まで（必着）

イ 提出先 浜松市市民部市民生活課 墓地・斎場グループ 担当：服部

ウ 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし受付期間の最終日までに必着とする。)

エ 提出書類 (ア) 参加意向申出書(様式1)

(イ) 別記2に掲げる入札参加資格審査申請に準じた書類

(2) 参加資格確認結果通知書の交付

ア 交付場所 浜松市市民部市民生活課 墓地・斎場グループ 担当：服部

イ 日時 令和8年11月24日(火)午前9時以降

(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ その他 メールにて通知。電話連絡等はない。

※なお、郵送を希望する場合は、参加意向申出書を提出する際に、110円切手を貼った返信用封筒を添付すること。

(3) 参加資格がないと認められた者の理由説明要求

(2)で参加資格がないと認められた者は、市に対し、次のとおり説明を求めることができる。

ア 提出方法 持参又は郵送

(郵送の場合は書留郵便とし、受付期間の最終日までに必着とする。)

イ 提出期限 令和8年11月26日(木)午後3時まで

(午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日及び祝日等を除く)

ウ 提出先 浜松市市民部市民生活課 墓地・斎場グループ 担当：服部

エ 様式 任意様式

(4) 質問書の提出及び回答

本プロポーザル方式の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をすること。質問に対する回答は、企画提案書提出期限の前3日間浜松市役所(業務所管課)において閲覧に供するとともに、参加資格を認められた者全員に通知する。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

ア 提出期限 令和8年11月13日(金)午後3時まで

イ 提出先 浜松市市民部市民生活課 墓地・斎場グループ 担当：服部

ウ 提出方法 持参、郵送、電子メール(ただし、持参以外は着信確認を行うこと。)

エ 回答送付日及び方法 令和8年11月24日(火)電子メールによる

5 参加資格の喪失

(1) 参加意向申出書の提出期限の日から受託候補者の特定の日までの間に次のいずれかに該当することになった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとする。

ア 1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第2章 企画提案書等について

1 企画提案書、その他企画提案に関する資料（以下「企画提案書等」という。）の内容

(1) 企画提案書等は、次に掲げる内容を記載するものとする。

ア 提案者の概要

- (ア) 法人概要
- (イ) 同種・類似事業の実績
- (ウ) 浜松市からの業務受託実績 ほか

イ 業務遂行の体制

- (ア) 業務実施体制
- (イ) 業務実施方針、実施フロー
- (ウ) 工程計画

ウ 具体的な業務内容

- (ア) 提案のコンセプト
- (イ) 現況調査・分析の具体的な方針・方法
- (ウ) 再整備計画策定の具体的な方針・方法
 - ・市内墓需要に対応するための合葬墓を中核とした新たな埋蔵形態（省スペース区画等）の検討方法
 - ・三方原墓園、中沢霊園における老朽化改修の考え方

エ 合葬墓（三方原墓園噴水跡地を想定とする1か所のみ）について以下の項目

- (ア) ゾーニング計画・基本計画図の作成方法
- (イ) 施設の基本構成の平面図、立面図、断面図及びイメージ図
- (ウ) 埋蔵場所、合同埋葬場所の構造及び納骨方法
 - ・埋蔵数の柔軟性（増加に伴う増設の可否等）の考え方
- (エ) デザイン及び材質
- (オ) 維持管理方法
- (カ) 施設の耐震性及び耐久性
- (キ) 整備・運営コストの試算
 - ・整備費（工事費・設計費）維持管理費（植栽管理・清掃・光熱費・人件費等）、修繕、植え替え費用などのライフサイクルコスト試算イメージ

オ その他

- ・その他、本業務の目的を達成するために必要と思われるもの

(2) 企画提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案の内容について「業務説明資料に基づき、事前調整も含めて受託者が主体となって具体的に実施できること」をお書きください。
- イ 提案の内容について、予算の範囲内で実施できことをお書きください。別途予算が必要なものを提案した場合、その提案は無効となる場合があります。
- ウ 概算業務価格（上限額）は27,500千円（税込）です。
- エ 提案は、受託者決定後、内容を調整させていただくことがあります。
- オ 提案書の様式は自由ですが、概ねA4版10枚（20頁）程度にまとめてください。

カ 提案書は(1)の項目を文書で簡潔に記述してください。また、文書を補完するためにイメージ図やイラスト等を使用することは可能です。

2 企画提案書等の提出

(1) 提出物

ア 企画提案書(様式4)

イ 企画提案書等の取扱いに関する回答書(様式5)

※第2章5(3)及び別記を参照のうえ提出すること。

ウ その他資料

- ・参考見積書(内訳書)
- ・会社概要及び関連業務実績(会社パンフレット可)
- ・浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証が分かる書類(認証無しの場合不要)
- ・浜松市消防団協力事業所の認定を受けていることが分かる書類(認証無しの場合不要)
- ・浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定を受けていることが分かる書類(認証無しの場合不要)
- ・健康経営優良法人の認定(経済産業省)を受けていることが分かる書類(認証無しの場合不要)
- ・浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定を受けていることが分かる書類(認証無しの場合不要)
- ・浜松市企業のCSR活動表彰を受けたことが分かる書類(認証無しの場合不要)

(2) 提出部数 12部(正本1部、副本11部)

(3) 提出先 浜松市市民部市民生活課 墓地・斎場グループ 担当:服部

(4) 提出期限 令和8年12月10日(木)午後5時

(5) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は書留郵便とし受付期間の最終日までに必着とする。)

※企画提案書、参考見積書についてはデータをメールでも提出すること

3 企画提案書等作成にあたっての留意点

(1) 提案は、簡潔に記述すること。

(2) 文書を補完するためのイメージ図・イラスト等の使用は可能とする。

(3) 多色刷りは可とするが、見易さに配慮をすること。

4 無効となる企画提案書

次のいずれかに該当する提案は、無効とする。

- (1) プロポーザル方式実施説明書第2章1及び2に定める条件に適合しない提案。
- (2) 偽の記載をした提案。
- (3) 第1章3に示した参加資格を有しない者の提案。
- (4) ヒアリングに出席しなかった者の提案。
- (5) 参考見積金額が、実施説明書に示した契約上限金額を超える提案。

5 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書は、本プロポーザル方式における受託候補者の特定以外の目的では使用しないものとする。

- (3) 企画提案書等は、公平性、透明性を期すために、「浜松市情報公開条例」等関連法令に基づく情報公開請求がなされた場合、もしくは本市が企画提案書等の公表が特に必要と判断する場合には、その全部を原則公開又は公表するものとする。例外的に、提案者の技術力やノウハウ等、公開又は公表することにより提案者の正当な利益を害する情報がある場合には、本市の判断で非公開とするものとする。なお、公開又は公表する場合の企画提案書等の使用に関する費用は、無償とする。
- (4) 提出された書類は、特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書等の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがある。
- (6) 企画提案書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合には、提出された企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、入札参加資格停止等の措置を行うことがある。
- (7) 受託候補者の特定は、企画提案書等を基に行うが、契約後の業務は必ずしも提案内容に沿って実施するものではない。
- (8) 企画提案書等の提出は、1 者につき 1 案のみとする。
- (9) 提出された書類は返却しないものとする。
- (10) 企画提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負うものとする。

第 3 章 審査の手続き及び受託候補者の特定

1 企画提案書等の審査

企画提案書等の審査は、市が選定した評価委員会が次のように行う。

(1) 審査の実施

ア 第 1 次審査（書面審査）

- (ア) 参加資格を有する者によって提出された企画提案等について、書面審査を実施する。この場合、評価点 60 点以上を提案特定の基準とする
- (イ) 第 1 次審査の結果、点数が上位の 3 者程度に対し、イの第 2 次審査を行うものとする。
- (ウ) 第 1 次審査の結果及び第 2 次審査の案内については、令和 8 年 12 月 21 日(月)(予定)までに書面にて通知する。

イ 第 2 次審査（ヒアリング）

- (ア) 実施日 令和 8 年 12 月 25 日(金)（予定、時間は後日連絡）
日程は変更になる場合もある。詳細については対象者に別途連絡する。
- (イ) 第 2 次審査は、提案内容に対する確認や補足説明を主な目的として実施するもので、提出された企画提案書等のみを使用し、他の資料、機材等は使用しないものとする。
- (ウ) 評価基準に従い審査を行う。
- (エ) ヒアリングへの出席者は 4 人以内（うち 1 人は業務を中心的に担当する者が望ましい。）とし、ヒアリング時間は 1 者あたり 30 分程度（説明 15 分、質疑 15 分程度）を予定している。なお、オンラインにて実施する場合もある。

(3) 評価基準

別紙「評価基準」のとおり。

2 受託候補者の特定

- (1) 提出された企画提案書等を審査し、最も優れている提案者を受託候補者として特定し、契約締結に向けた必要な協議を行う。なお、この協議において、受託候補者からの企画提案書の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (2) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。
- (3) 最低基準点をあらかじめ設定している場合
審査の結果、いずれの提案者も最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、受託候補者を特定しない場合がある。
- (4) 特定・非特定の通知
提出者のうち、受託候補者として特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により令和9年1月7日(木)までに通知する。

3 特定の取消

受託候補者として特定された者は、特定の日から契約締結の日までの間に、次のア、イに該当することになった場合には、当該プロポーザル方式における受託候補者としての特定は取消しするものとし、契約締結は行わないものとする。この場合、次順位の者を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。

ア 第1章3に規定する当該業務委託に係る参加資格の全ての要件を満たす者ではなくなったとき

イ 第1章4(1)エ及び第2章2(1)で示す書類に虚偽の記載をしたとき

第4章 その他

1 手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

2 契約書作成の要否

要する。

3 その他

本市が本プロポーザル方式のために作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできないものとする。